令和８年度　法令遵守審査会から是正措置等の意見を付した報告のあった案件

	通報概要	審査会による意見概要	本市の対応
1	地域包括支援センターにおける不適正な事務処理について	介護予防ケアマネジメント業務において、運営基準条例に定められた運営基準を必ずしも遵守していない側面があった点は否めない。これまで実践してきた介護予防ケアマネジメント業務に対する姿勢等を改めて振り返り、法令を遵守した事務執行に努められたい。 また、保険者による適切な指導監督を実施するとともに、地域包括支援センターがその役割を十全に発揮するため、今後の地域包括支援センターの運営及び管理体制につき、改めて検討することが望ましい。	＜事業者（地域包括支援センター）としての対応＞ これまで実践してきた介護予防ケアマネジメント業務について振り返りを行い、保険者に対し報告を行った。また、事務執行についても、令和６年度よりマニュアルを整備する等適正化を図っている。 今後も、自主点検表に基づくチェック等を行いながら、地域包括支援センターとしての役割を十全に発揮できるよう、運営及び管理体制の適正化に向けた取組を継続的に推進する。 ＜保険者としての対応＞ 事業者（地域包括支援センター）からの報告を受けて、本通報内容に関して過去の業務遂行状況等の現地調査を行ったところ、一部運営基準に則していないことを確認し、適切に指導を行った。 今後は、実地検査等の事務の一部を外部の事務受託法人に委託する等、指導監督体制の強化を図り、保険者としての指導監督の責務を果たすため、適切な体制の構築に向けた取組を推進する。